

防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金交付要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の公立中学校に在籍する生徒が、希望する地域クラブ活動に参加するための環境整備として、防府市地域クラブを設立し運営する団体（以下「補助対象者」という。）に対して、円滑な活動が開始できるよう支援することを目的とし、補助対象者に対して、防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者が地域クラブの活動を開始するために要する経費について補助するものとする。

2 補助対象経費、補助対象者及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請者」という。）は、防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金交付申請書（第1号様式）に、備品等購入一覧表（第2号様式）及び領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条に規定する通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに防府市地域クラブ活動スタートアップ補助

金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金交付請求書の提出を受けたときは、速やかに交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。この場合、既に交付した補助金があるときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命じるものとする。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容またはそれに付した条件に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げる場合のほか、不正行為があったとき。

（財産の管理等）

第8条 交付決定者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従って取扱い、その効率的な運用を図らなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助対象者	補助率
各種目において活動を開始するため、真に必要な備品購入費、消耗品費、修繕料等	防府市地域クラブとして認定を受けている団体	10分の10

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

連絡先

防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金交付申請書

防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金の交付を受けたいので、
防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金交付要綱第3条の規定に
より、次のとおり申請します。

記

補助金交付額 金 円

添付関係書類

- 1 備品等購入一覧表
- 2 領収書

第2号様式（第3条関係）

備品等購入一覧表

団体名

番号	物品名	数量	単価	金額	使用目的
			円	円	
計					

第3号様式(第5条関係)

防教学第 号

防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金交付決定通知書

申請者 住 所
氏 名

年 月 日 付けで申請のあった、 年度防府市地域
クラブ活動スタートアップ補助金について、下記のとおり交付するこ
とに決定したので、防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金交付
要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金 円

第4号様式（第6条関係）

（宛先）防府市長

年 月 日

住 所

団体名

代表者

連絡先

防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金交付請求書

防府市地域クラブ活動スタートアップ補助金の交付を下記のとおり
請求します。

記

1 請求金額 円
2 交付決定額 円

振 込 先 口 座	金融機関名		支店名
	普通・当座	口座番号	
	フリガナ		
口座名義人			